



## 知的財産権(特許権など)をお持ちの方へ

# 資本性ローン(挑戦支援資本強化特例制度)のご案内

日本公庫では、他企業において利用されていない知的財産権(注)にかかる技術を利用して、創業・新事業展開等に取り組む方に、資本性ローン(挑戦支援資本強化特例制度)をご用意しております。ご相談等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

(注)知的財産権には、特許権、実用新案権および半導体回路配置権のほかに、著作権、商標権、意匠権および育成者権を含み、全ての知的財産権が対象になります。

## 挑戦支援資本強化特例制度(資本性ローン)

- ◎ 返済期間は7年以上10年以内<期限一括返済>
- ◎ 利率はご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。  
①8.55% ②4.75% ③0.90%

(※)法的倒産となった場合には、本制度を利用した債権の償還順位は他のすべての債権に劣後する特約を締結します。

- ◎ 利息のみを毎月お支払いただきます。
- ◎ 金融検査上の自己資本とみなすことができます。

### 〔ご融資制度の概要〕

		ご利用いただける融資制度	
		新規開業資金または 女性、若者/シニア起業家資金	新事業活動促進資金
資本性ローン(挑戦支援資本強化特例制度)	ご融資額	2,000万円以内	
	ご返済期間	7年以上10年以内 <期限一括返済(利息は毎月払)>	
	利率 (年利%)	ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、3区分の利率が適用されます。 ①8.55% ②4.75% ③0.90%	
	金融検査上の取り扱い	償還期限まで5年以上である場合、借入金残高の100%をみなし自己資本とし、残存期間が5年未満となった場合、1年ごとに20%ずつ、みなし自己資本の割合が逡減します。	


※ 各融資制度には適用要件がございます。詳しくは下記【お問い合わせ先】までお問い合わせください。

※ 審査の結果、お客さまのご希望に添えないことがあります。

### 【お問い合わせ先】

事業資金相談専用ダイヤル

(行こうよ!公庫)

 0120-154-505

※ 音声ガイダンスが流れた後、「1」番を押してください。



## 日本政策金融公庫

国民生活事業

<http://www.jfc.go.jp/> (平成25年9月11日現在)